

公益社団法人 物理オリンピック日本委員会 顧問内規

令和2年4月1日 施行

平成24年5月12日 理事会承認

(設置)

第1条 公益社団法人 物理オリンピック日本委員会（以下当法人という）は、円滑な事業運営に必要な助言を得るために顧問を置く。理事会は、必要に応じて顧問に対して理事会や委員会等への出席を要請することができる。

(定義)

第2条 理事、監事、委員長、部会長などを歴任して多年にわたって当法人の事業に寄与した会員または元会員が、役職の勇退後も協力の意思を持つ場合に、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

2 顧問の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(推薦方法)

第3条 顧問の推薦方法および選考方法について、必要に応じて別に定めるものとする。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、理事会が行うものとする。

附則 この規程は、公益認定を受けた日から施行する。